

## 第2章 位置、構造及び設備の技術上の基準

### 第14節 一般取扱所

第14節 一般取扱所  
第1 一般取扱所の規制の概要

第1 一般取扱所の規制の概要

○ 一般取扱所の規制

危険物を原料とし、種々の化学反応を伴う等、製造所と類似した施設であっても最終製品が非危険物となるものは、一般取扱所として規制される。また、危険物の取扱い形態が類型化できるものについては、施設の形態に対応した危政令第19条1項の基準の特例（危政令第19条第2項）が定められている。その他、高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱う一般取扱所（危政令第19条第3項）及びアルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等又はヒドロキシルアミン等を取り扱う一般取扱所（危政令第19条第4項）においても、危険性に応じた特例が定められている。

区分については、下表のとおりとする。

第1-1 一般取扱所の区分

区 分		危 政 令	危 規 則
一 般 取 扱 所		19条第1項	
類 型 化 さ れ た 一 般 取 扱 所	類型化された一般取扱所の基本的事項	19条第1項・第2項	28の54
	① 吹付塗装作業等	19条第1項・第2項	28の55
	①の2 洗浄作業等	19条第1項・第2項	28の55の2
	② 焼入れ作業等	19条第1項・第2項	28の56
	③ ボイラー等	19条第1項・第2項	28の57
	④ 充填	19条第1項・第2項	28の58
	高引火点危険物	19条第1項・第2項	28の62
	⑤ 詰替え	19条第1項・第2項	28の59
	⑥ 油圧装置等	19条第1項・第2項	28の60
	⑦ 切削装置等	19条第1項・第2項	28の60の2
	⑧ 熱媒体油循環装置	19条第1項・第2項	28の60の3
⑨ 蓄電池設備	19条第1項・第2項	28の60の4	
⑩ 複数の取扱形態を有する一般取扱所	19条第1項・第2項	H10.3.16 消防危第28号	
	高引火点危険物の一般取扱所	19条第1項・第3項	28の63 28の64
	アルキルアルミニウム等の一般取扱所	19条第1項・第4項	28の63 28の64
	アセトアルデヒド等の一般取扱所	19条第1項・第4項	28の63 28の65
	ヒドロキシルアミン等の一般取扱所	19条第1項・第4項	28の63 28の66

第2	一般取扱所の基準
----	----------

根拠条文 危政令

○ 危政令第19条第1項

危政令第9条第1項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。

※ 一般取扱所には、様々な形態があり、その規模、危険物の取扱量等も異なるが、危険物の取り扱いを行う施設であるということから製造所の基準が準用される。

参照

○ 「危政令第9条第1項の規定」－第1節「製造所」

第14節 一般取扱所  
第3 類型化された特例の一般取扱所

第3	類型化された特例の一般取扱所
----	----------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第19条第2項

次に掲げる一般取扱所のうち総務省令【危規則第28条の54】で定めるものについては、総務省令で、前項に掲げる基準の特例【危規則第28条の55～第28条の60の4】を定めることができる。

条 項	内 容
第1号	専ら吹付塗装作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所
第1号の2	専ら洗浄の作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所
第2号	専ら焼き入れ作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所
第3号	危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所
第4号	専ら車両に固定されたタンクに危険物を注入する作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所
第5号	専ら容器に危険物を詰め替える作業を行う一般取扱所
第5号の2	危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所
第6号	危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所
第7号	切削油として危険物を用いた切削装置又は研削装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所
第8号	危険物以外の物を加熱するための危険物を用いた熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所
第9号	危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

根拠条文 危規則

○ 危規則第28条の54（特例を定めることができる一般取扱所）

危政令第19条第2項の総務省令で定める一般取扱所は、次の各号に掲げる一般取扱所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

条 項	内 容
第1号	専ら塗装、印刷又は塗布のため危険物（第二類の危険物又は第四類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）
第1号の2	専ら洗浄のために危険物（引火点が40℃以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）
第2号	専ら焼き入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70℃以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）
第3号	危険物（引火点が40℃以上の第四類の危険物に限る。）を消費するボイラー、バーナーその他これらに類する装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）
第4号	専ら車両に固定されたタンクに液体の危険物（アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等及びヒドロキシアルミン等を除く。この号において同じ。）を注入する一般取扱所（当該取扱所において併せて液体の危険物を容器に詰め替える取扱所を含む。）
第5号	専ら固定した注油設備によって危険物（引火点が40℃以上の第四類に限る。）を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000ℓ以下のタンク（容量2,000ℓを超えるタンクにあつては、その内部を2,000ℓ以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの

<p>第5号の2</p>	<p>以下のイからハまでに掲げる一般取扱所（建築物に存するもの（建築物の一部に存するものを除く。）にあっては、当該建築物に設備等技術基準の例により、建築物の一部に存するもの（建築物の一部に存するもの）にあっては、当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分に設備等技術基準に従って、消防用設備等が設置され、及び維持されているものに限る。）</p> <p>イ危険物（リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物に限る。ロ及びハにおいて同じ。）を用いた蓄電池を製造する作業（告示で定める基準に適合する蓄電池を製造する作業に限る。）（蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業を除き、蓄電池を製造する作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。）を専ら行う一般取扱所</p> <p>ロ危険物を用いた蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業（蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。）を専ら行う一般取扱所</p> <p>ハ危険物を用いた蓄電池を充電し、又は放電する作業（当該蓄電池の品質の検査等を伴うものに限る。）（イ又はロの作業に付随するものを除く。）を行う一般取扱所</p>
<p>第6号</p>	<p>危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）で指定数量の倍数が50未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）</p>
<p>第7号</p>	<p>切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置その他これらに類する装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）</p>

	る。)
第8号	危険物以外の物を加熱するための危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの
第9号	危険物（リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物に限る。）を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

留意事項

- 設備単位で規制される一般取扱所において、危政令第19条第2項各号で同一のものの危険物を取り扱う設備を複数設置する場合、複数の設備を一の一般取扱所として、その周囲に幅3m以上の空地を保有することをもって足りる。（平成元年7月4日消防危第64号「質疑」問27）
- 同一室内に設備単位で規制される一般取扱所で、危政令第19条第2項の異なった号の危険物を取り扱う設備を複数設置する場合、危険物を取り扱う設備周辺に設ける幅3m以上の空地は、相互に重なってはならない。（平成元年3月1日消防危第14号「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行について」）
- 1棟の建築物の中に令第19条第2項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した一般取扱所を複数設置することができる。（平成元年7月4日消防危第64号「質疑」問22）
- 部分規制の一般取扱所として取り扱うことができる工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、その工程を含めて区画し危政令第19条第2項に規定する一般取扱所とすることができる。（平成元年7月4日消防危第64号「質疑」問23）
- 設置しようとする一般取扱所が第1項及び第2項等の複数の基準を満足する場合いずれの技術基準を適用するかは、設置者の意思により選択できるものである。（平成元年3月1日消防危第14号「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行について」）

- 危険物により機械部品等の洗浄作業を行う一般取扱所は、危規則第28条の54第1号（塗装、印刷又は塗布）に定める一般取扱所に該当しない。（平成元年7月4日消防危第64号「質疑」問24）

第4	専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所
----	-------------------

根拠条文 危規則

- 危規則第28条の55（専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所の特例）
- 1 危規則第28条の54第1号の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
  - 2 危規則第28条の54第1号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。
    - 一 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること。
    - 二 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。
    - 三 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、窓を設けないこと。
    - 四 建築物の一般取扱所の用に供する部分の出入口には、特定防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁及び当該部分以外の部分との隔壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
    - 五 液状の危険物を取り扱う建築物の一般取扱所の用に供する部分の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。
    - 六 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設定を設けること。
    - 七 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある建築物の一般取扱所の用に供する部分には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。
    - 八 換気の設定及び前号の設定には、防火上有効にダンパー等を設けること。

留意事項

- 「一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とする。」について、当該外壁の周囲に空地を確保することにより、その構造を不燃材料とすることはできない。(平成元年7月4日消防危第64号「質疑」問26)
  
- 次のものは「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」として認められる。
  - 1 建設省告示第1675号第2号の1のへに適合する壁(75mm以上の高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル)(平成2年10月31日消防危第105号「質疑」問1)
  - 2 「耐火構造の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1399号)第1第1号に適合する壁及び第3第1号に適合する床(令和5年3月24日消防危第63号「質疑」問8)
  - 3 建築基準法第2条第7号並びに同法施行令第107条第1号及び第2号(第1号にあっては、通常の火災による加熱が2時間加えられた場合のものに限る。)の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床(令和5年3月24日消防危第63号「質疑」問9)
  
- 「必要な採光、照明設備」とは、照明設備が設置されている場合で、十分な照度が確保されていれば採光は設けないことができる。(平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問14 準用)
  
- 必要な採光を屋根面に採る場合は、延焼のおそれの少ない場所であって、かつ、採光面積を最小限度にとどめた場合に限り、鉄材で補強されたガラスブロック又は網入りガラスとすることができる。(\*)
  
- 「防火上有効にダンパー等を設ける」とは、例えば当該一般取扱所を区画する部分にダクトが貫通するとき、その貫通部分又は近接部分に防火ダンパーを設けることをいう。(\*)
  
- 他の部分との区画壁に、防火上有効にダンパー等を設けた換気又は排出設備を設置しても差し支えない。(平成2年3月31日消防危第28号「質疑」問5)

参照

- 「危政令第9条の規定」－第1節「製造所」
- 「耐火構造」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「延焼のおそれのある外壁」－別記6「延焼のおそれのある外壁」
- 「特定防火設備」－第1節「製造所－第7窓、出入口」
- 「危険物が浸透しない構造」、「適当な傾斜」、「貯留設備」－第1節「製造所－第9床の構造」
- 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」－第1節「製造所－第10採光、照明、換気設備及び排出設備」

第5	専ら洗浄作業等を行う一般取扱所
----	-----------------

根拠条文 危規則

- 危規則第28条の55の2（専ら洗浄作業を行う一般取扱所の特例）
- 1 危規則第28条の54第1号の2の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条に定めるところによる。
  - 2 危規則第28条の54第1号の2の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。
    - 一 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、危規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。
    - 二 危険物を加熱する設備には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。
    - 三 危規則第28条の55第2項各号に掲げる基準に適合するものであること。
  - 3 危規則第28条の54第1号の2の一般取扱所（指定数量の倍数が10未満のものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。
    - 一 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が不燃材料で造られ、かつ、天井を有しない平屋建の建築物に設置すること。
    - 二 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。
    - 三 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。
    - 四 危険物を取り扱う設備は、当該設備の内部で発生した可燃性の蒸気又

は可燃性の微粉が当該設備の外部に拡散しない構造とすること。ただし、その蒸気又は微粉を直接屋外の高所に有効に排出することができる設備を設けた場合は、この限りでない。

五 前号のただし書きの設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。

六 危規則第28条の55第2項第6号から第8号まで並びに前項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものであること。

#### 参照

- 「危政令第9条の規定」－第1節「製造所」
- 「危規則第55条第2項各号に掲げる基準」－第14節「一般取扱所－第4専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所」
- 「不燃材料」、「耐火構造」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「特定防火設備」－第1節「製造所－第7窓、出入口」
- 「危険物が浸透しない構造」、「適当な傾斜」、「貯留設備」－第1節「製造所－第9床の構造」
- 「屋外の高所に有効に排出できる設備」－第1節「製造所－第10採光、照明換気設備及び排出設備」

第6	専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所
----	------------------

根拠条文 危規則

- 危規則第28条の56（専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所）
- 1 危規則第28条の54第2号の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条で定めるところによる。
  - 2 危規則第28条の54第2号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の基準に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。
    - 一 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。
    - 二 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、上階がある場合にあっては上階の床を耐火構造とし、上階のない場合にあっては屋根を不燃材料で造ること。
    - 三 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。
    - 四 危規則第28条の55第2項（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するものであること。
  - 3 危規則第28条の54第2号の一般取扱所（指定数量の倍数が10未満のもの）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。
    - 一 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。
    - 二 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。次号にお

- いて同じ。)の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。
- 三 危規則第28条の55第2項第6号から8号まで、前条第3項第1号及び前項第3号に掲げる基準に適合するものであること。

#### 留意事項

##### ○ 焼入れ

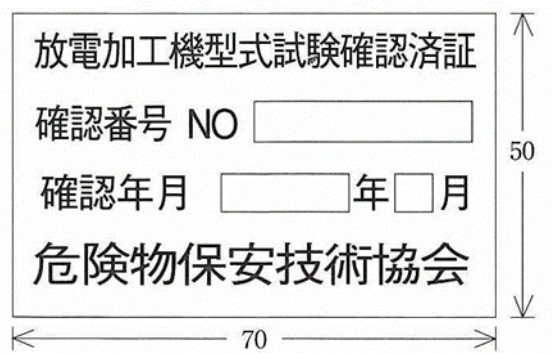
焼入れとは、主として鉄鋼製機械部品の耐疲労性、耐磨耗性の向上などを目的とする熱処理の一つの方法であり、焼入れを行う装置には、加熱装置と冷却装置が一体となったものや別置きのものがある。本規定でいう焼入れとは、冷却装置に油を使用するもので、炉の燃料として使用する油を含め引火点が70℃以上の第4類の危険物を使用するものに限られる。(指導)

##### ○ 放電加工機

- 1 放電加工機とは、電気絶縁性が高い加工液（油）中で工具を電極として工作物に接近させ、工具と工作物との間に10～50μm程度の間隔を保って過渡アーク放電を繰り返し発生させ、放電の際の熱と圧力の作用で工作物の表面を加工するものである。加工液には、粘度の低いスピンドル油が使用されるが、灯油が代用されることがある。放電加工機の構造は、機械本体と加工液供給装置で構成され、機械本体は電極送り機構と加工槽等からなっている。(指導)
- 2 放電加工機には、次に掲げる安全装置を設置すること。(指導)
  - (1) 液温検出装置  
加工液の温度が設定温度（60℃以下）を超えた場合に、直ちに加工を停止する装置
  - (2) 液面検出装置  
加工液の液面が設定位置より低下した場合に、直ちに加工を停止することができる装置
  - (3) 異常加工検出装置  
極間に炭化物が発生、成長した場合に、直ちに加工を停止することができる装置
  - (4) 自動消火装置  
加工液に引火したとき、自動的に火災を感知し、直ちに加工を停止させるとともに警報を発し、消火できる機能を有する装置
- 3 放電加工機の本体については、危険物保安技術協会が「放電加工機の火

災予防に関する基準」により安全装置等の安全性を確認したものに対し「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されているので、貼付済みのものを設置すること。(昭和61年1月31日消防危第19号「放電加工機の取扱いについて」抜粋)

図6-1 放電加工機型式試験確認済証



参照

- 「危政令第9条の規定」－第1節「製造所」
- 「危規則第55条第2項各号に掲げる基準」－第14節「一般取扱所－第4 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所」
- 「危険物が浸透しない構造」、「適当な傾斜」、「貯留設備」－第1節「製造所－第9床の構造」
- 「危規則第28条の55に掲げる基準」、「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」－第12節「一般取扱所－第5 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所」
- 「不燃材料及び耐火構造」－別記4「不燃材料、耐火構造および準耐火構造」

## 第7 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

第7	危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所
----	----------------------------------

## 根拠条文 危規則

- 危規則第28条の57（危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例）
- 1 危規則第28条の54第3号の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条に定めるところによる。
  - 2 危規則第28条の54第3号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。
    - 一 第28条の55第2項第3号から第8号まで並びに前条第2項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものであること。
    - 二 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、地震時及び停電時等の緊急時にボイラー、バーナーその他これらに類する装置（非常用電源に係るものを除く。）への危険物の供給を自動的に遮断する装置を設けること。
    - 三 危険物を取り扱うタンクは、その容量の総計を指定数量未満とするとともに、当該タンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲に危規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。
  - 3 危規則第28条の54第3号の一般取扱所（指定数量の倍数が10未満のものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。
    - 一 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。
    - 二 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。次号にお

## 第7 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

- いて同じ。)の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。
- 三 第28条の55第2項第6号から第8号まで、第28条の55の2第3項第1号並びに前項第2号及び第3号に掲げる基準に適合するものであること。
- 4 危規則第28条の54第3号の一般取扱所(指定数量の倍数が10未満のものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第1項第1号、第2号、第4号から第12号まで及び第20号イ(防油堤に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。
- 一 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に設置すること。
- 二 危険物を取り扱う設備(危険物を移送するための配管を除く。)は、屋上に固定すること。
- 三 危険物を取り扱う設備(危険物を取り扱うタンク及び危険物を移送するための配管を除く。)は、キュービクル式(鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。)のものとし、当該設備の周囲に高さ0.15m以上の囲いを設けること。
- 四 前号の設備の内部には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- 五 危険物を取り扱うタンクは、その容量の総計を指定数量未満とすること。
- 六 屋外にある危険物を取り扱うタンクの周囲に高さ0.15m以上の危規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。
- 七 第3号及び前号の囲いの周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該囲いから3m未満となる建築物の壁(出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。))以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該囲いから当該壁及び柱までの距離の空地を保有することをもって足りる。
- 八 第3号及び第6号の囲いの内部は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。
- 九 屋内にある危険物を取り扱うタンクは、次に掲げる基準に適合するタ

## 第7 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

- ンク専用室に設置すること。
- イ 危政令12条第1項第13号から第16号までの基準の例によること。
- ロ タンク専用室は、床を耐火構造とし、壁、柱、及びはりを不燃材料で造ること。
- ハ タンク専用室には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- ニ 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのあるタンク専用室には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。
- ホ 危険物を取り扱うタンクの周囲には、危規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けるか、又はタンク専用室の出入口のしきいを高くすること。
- 十 換気の設備及び前号ニの設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。
- 十一 第2項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

## 留意事項

○「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」には、次の装置が該当するものであること。(\*)

## 1 対震安全装置

地震動を有効に検出し危険な状態となった場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式であること。なお、対震安全装置は、公的機関等により性能の確認されているものとする。

## 2 停電安全装置

ボイラーが作動中に電源が遮断された場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、再通電された場合でも危険のないもの。

## 3 炎監視装置

起動時にバーナーに着火しなかった場合、又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式とする。

## 4 からだき防止装置

ボイラーに水をいれなくて運転した場合、又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置。

## 5 過熱防止装置

温度調節装置（平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調

第7 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

節できる装置)の機能の停止又は異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式とする。

- ボイラー等の危険物を消費する設備の排気筒(以下「排気筒」という。)は、「換気の設備」に該当しないため、防火上有効なダンパー等の設置は要しない。(平成29年10月30日消防危第216号「質疑」問1)
- 排気筒は、当該排気筒の区画外の部分の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆することや排気筒を耐火構造の煙道内に設置すること等の措置が講じられている場合には、危政令第23条を適用し、他の部分との区画を貫通しても差し支えない。(平成29年10月30日消防危第216号「質疑」問1)
- 危規則第28条の57第4項第7号の「空地」については、架台等により空地内で段差がある場合、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて空地として認めて差し支えない。(平成29年10月30日消防危第216号「質疑」問2)

参照

- 「危政令第9条の規定」－第1節「製造所」
- 「危規則第55条第2項各号に掲げる基準」－第14節「一般取扱所－第4専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所」
- 「特定防火設備」－第1節「製造所－第7窓、出入口」
- 「危険物が浸透しない構造」、「適当な傾斜」、「貯留設備」－第1節「製造所－第9床の構造」
- 「油分離装置」－第1節「製造所－第11屋外の液状危険物を取り扱う設備の周囲に設ける囲い等」
- 「必要な採光、照明及び換気の設備」、「屋外の高所に排出する設備」－第1節「製造所－第10採光、照明、換気設備及び排出設備」
- 「不燃材料」、「耐火構造」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「防火上有効にダンパー等を設ける」－第14節「一般取扱所－第4専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所」

第8	専ら充填作業を行う一般取扱所
----	----------------

根拠条文 危規則

- 危規則第28条の58（専ら充填作業を行う一般取扱所の特例）
  - 1 危規則第28条の54第4号の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条に定めるところによる。
  - 2 危規則第28条の54第4号の一般取扱所のうち、その構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第5号から第12号までの規定は、適用しない。
    - 一 建築物を設ける場合にあつては、当該建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口に防火設備を設けること。
    - 二 前号の建築物の窓又は出入口にガラスを設ける場合は、網入ガラスとすること。
    - 三 第1号の建築物の二方以上は、通風のため壁を設けないこと。
    - 四 一般取扱所には、危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（危険物を移送する配管を除く。）の周囲に、タンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに危険物を安全かつ円滑に注入することができる広さを有する空地を保有すること。
    - 五 一般取扱所に危険物を容器に詰め替えるための設備を設ける場合は、当該設備（危険物を移送する配管を除く。）の周囲に、容器を安全に置くことができ、かつ、当該容器に危険物を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さを有する空地を前号の空地以外の場所に保有すること。
    - 六 第2号の空地は、漏れた危険物が浸透しないための危規則第24条の16の例による舗装をすること。
    - 七 第4号及び第5号の空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように危規則第24条の17の例による措置を講ずること。

留意事項

- 充填設備の周囲に設ける空地及び詰替え設備の周囲に設ける空地の貯留設備（油分離装置を設ける場合を含む。）及び排水溝は、兼用とすることができる。（\*）
- 詰替え設備として固定された注油設備を設ける場合は、危規則第25条の2

(第2号ハからへまで及び第4号を除く。)に掲げる固定給油設備等の構造基準の例により設けること。(\*)

参照

- 「危政令第9条の規定」－第1節「製造所」
- 「耐火構造、不燃材料」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「防火設備」－第1節「製造所－第7窓、出入口」
- 「網入ガラス」－第1節「製造所－第8網入ガラス」
- 「貯留設備」－第1節「製造所－第9床の構造」
- 「油分離装置」－第11屋外の液状危険物を取り扱う設備の周囲に設ける囲い等」
- 「危規則第24条の16の例による舗装」－第9節「給油取扱所－第5給油空地及び注油空地の舗装」
- 「危規則第24条の17の例による措置」－第9節「給油取扱所－第6滞留・流出防止措置」

第9	専ら詰替え作業を行う一般取扱所
----	-----------------

根拠条文 危規則

- 危規則第28条の59（専ら詰替え作業を行う一般取扱所の特例）
- 1 危規則第28条の54第5号の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条に定めるところによる。
  - 2 危規則第28条の54第5号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項（第3号、第17号及び第21号を除く。）の規定は、適用しない。
    - 一 一般取扱所には、固定注油設備のうちホース機器の周囲（懸垂式の固定注油設備にあつては、ホース機器の下方）に、容器に詰め替え、又はタンクに注入するための空地であつて、当該一般取扱所に設置する固定注油設備に係る次のイ又はロに定める広さを有するものを保有すること。
      - イ 危険物を容器に詰め替えるための固定注油設備  
容器を安全に置くことができ、かつ、当該容器に危険物を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さ
      - ロ 危険物を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備  
タンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに危険物を安全かつ円滑に注入することができる広さ
    - 二 第1号の空地は、漏れた危険物が浸透しないための危規則第24条の16の例による舗装をすること。
    - 三 第1号の空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように危規則第24条の17の例による措置を講じること。
    - 四 一般取扱所には、固定注油設備に接続する容量3万ℓ以下の地下の専用タンク（以下「地下専用タンク」という。）を地盤面下に埋設して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けないこと。
    - 五 地下専用タンクの位置、構造及び設備は、危政令第13条第1項（第5号、第9号（掲示板に係る部分に限る。）、第9号の2及び第12号を除く。）、同条第2項（同項においてその例によるものとされる同条第1項第5号、第9号（掲示板に係る部分に限る。）、第9号の2及び第12号を除く。）又は同条第3項（同項においてその例によるものとされる同条第1項第5号、第9号（掲示板に係る部分に限る。）、第9号の2及び

- 第 12 号を除く。)に掲げる地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例によるものであること。
- 六 固定注油設備に危険物を注入するための配管は、当該固定注油設備に接続する地下専用タンクからの配管のみとする。
- 七 固定注油設備は、危政令第 17 条第 1 項第 10 号に定める給油取扱所の固定注油設備の例によるものであること。
- 八 固定注油設備は、道路境界線から次の表に掲げる固定注油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上、建築物の壁から 2m（一般取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、当該壁から 1m）以上、敷地境界線から 1m 以上の間隔を保つこと。ただし、ホース機器と分離して危規則第 25 条の 3 の 2 各号に適合するポンプ室に設けられるポンプ機器又は油中ポンプ機器については、この限りではない。

固定注油設備の区分		距離
懸垂式の固定注油設備		4m
固定注油設備 その他の	固定注油設備に接続される注油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下この号において「最大注油ホース全長」という。）が 3m 以下のもの	4m
	最大注油ホース全長が 3m を超え 4m 以下のもの	5m
	最大注油ホース全長が 4m を超え 5m 以下のもの	6m

- 九 懸垂式の固定注油設備を設ける一般取扱所には、当該固定注油設備のポンプ機器を停止する等により地下タンク専用タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。
- 十 一般取扱所の周囲には、高さ 2m 以上の塀又は壁であって、耐火構造のもの又は不燃材料で造られたもので次に掲げる要件に該当するものを設けること。
- イ 開口部（防火設備ではめごろし戸であるもの（ガラスを用いるものである場合には、網入ガラスを用いたものに限る。）を除く。）を有しないものであること。
- ロ 当該一般取扱所において告示【告示第 68 条の 2 第 1 項】で定める火災が発生するものとした場合において、当該火災により当該一般取扱所に隣接する敷地に存する建築物の外壁その他の告示（告示第 68 条の 2 第 2 項）で定める箇所における輻射熱が告示【告示第 68 条の 2 第 3 項】で定める式を満たすこと。
- 十一 一般取扱所の出入口には、防火設備を設けること。

- 十二 ポンプ室その他危険物を取り扱う室は、危政令第17条第1項第20号に掲げる給油取扱所のポンプ室その他危険物を取り扱う室の例によるものであること。
- 十三 一般取扱所に屋根、上屋その他の詰替えのために必要な建築物（以下この項において「屋根等」という。）を設ける場合には、屋根等は不燃材料で造ること。
- 十四 屋根等の水平投影面積は、一般取扱所の敷地面積の3分の1以下であること。

#### 根拠条文 危告示

- 危告示第68条の2（詰替えの一般取扱所の塀又は壁）
- 1 危規則第28条の59第2項第10号口の告示に定める火災とは次に掲げる火災とする。
- 一 固定注油設備から容器又は車両に固定されたタンクに注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災
  - 二 危規則第28条の59第2項第4号の地下専用タンクに危険物を注入中に漏えいした危険物が燃焼する火災
- 2 危規則第28条の59第2項第10号口の告示で定める箇所は、次の各号に掲げる箇所とする。
- 一 一般取扱所に隣接し、又は近接して存する建築物の外壁及び軒裏（耐火構造、準耐火構造又は防火構造のものを除く。）で当該一般取扱所に面する部分の表面
  - 二 一般取扱所の塀又は壁に設けられた防火設備（危政令第9条第1項第7号の防火設備をいい、ガラスを用いたものに限る。）の当該一般取扱所に面しない側の表面
- 3 告示で定める式は、次のとおりとする。

$$\int_0^{t_e} q^2 dt \leq 2,000$$

$t_e$  は、燃焼時間（単位 分）

$q$  は、輻射熱（単位  $\text{kW}/\text{m}^2$ ）

$t$  は、燃焼開始からの経過時間（単位 分）

#### 留意事項

- 「敷地境界線」とは、一般取扱所として許可を受けることとなる敷地の境界

線の境界であり、設置者の所有する隣地境界線とは異なること。(＊)

- 「塀又は壁の構造」は、給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の構造を準用するものとする。(＊)

参照

- 「不燃材料」、「耐火構造」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「防火設備」－第1節「製造所－第7 窓、出入口」
- 「地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例」－第5節「地下タンク貯蔵所」
- 「危規則第24条の16の例による舗装」－第9節「給油取扱所－第5 給油空地及び注油空地の舗装」
- 「危規則第24条の17の例による措置」－第9節「給油取扱所－第6 滞留・流出防止措置」
- 「固定注油設備の例」－第9節「給油取扱所－第9 固定給油設備及び固定給油設備」
- 「ポンプ室その他危険物を取り扱う室の例」－第9節「給油取扱所－第13 建築物の規制」
- 「給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁」－第9節「給油取扱所－第15 給油取扱所の周囲に設ける壁又は塀」

第10	蓄電池等を製造する作業を専ら行う一般取扱所
-----	-----------------------

根拠条文 危規則

- 危規則第28条の59の2（危険物を用いた蓄電池等を製造する作業を専ら行う一般取扱所等の特例）
- 1 危規則第28条の54第5号の2の一般取扱所に係る令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
  - 2 危規則第28条の54第5号の2イの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第12号及び第19号の規定は、適用しない。
    - 一 一般取扱所の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池を製造し、組み立て、又は充電し、若しくは放電する作業等のために危険物を取り扱う一般取扱所である旨を表示すること。
    - 二 危険物を取り扱う建築物は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造ること。
    - 三 液状の危険物を取り扱う設備の周囲（第5号の空地を含む。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。
    - 四 危険物を取り扱う設備は、当該設備の内部で発生した可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が当該設備の外部に拡散しない構造とすること。ただし、その蒸気又は微粉を直接屋外の高所に有効に排出することができる設備を設けた場合は、この限りでない。
    - 五 危険物を取り扱う設備（当該設備に危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあっては、当該防火設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。
    - 六 第28条の54第5号の2イに規定する危険物を用いた蓄電池（以下この号から第6項まで及び第35条の3において単に「蓄電池」という。）の充電率は、蓄電池を充電し、又は放電する作業（当該蓄電池の品質の検査等に伴うものに限る。以下「充放電作業」という。）を行う場合を

除き、60%以下とすること。

七 蓄電池の周囲3m以内に可燃物（蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材（水が浸透する素材のものであって、蓄電池を包装し、又はこん包しているものに限る。）を除く。）を置かないこと。ただし、次号に規定する集積場所又は第9号に規定する充放電作業場所にあつては、この限りでない。

八 蓄電池が集積された場所（一の蓄電池と他の蓄電池との水平距離が3m未満となる場所をいう。）であつて、当該蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量以上となるもの（次号に規定する充放電作業場所を除く。以下この条において「集積場所」という。）は、次のイ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該各区分に定める要件を満たすものであること。

イ 30%を超え60%以下 次の(1)から(4)までに適合すること。

(1) 集積場所の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、集積場所から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあつては、集積場所から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。

(2) 一の集積場所の床面積は、20 m<sup>2</sup>以下とすること。

(3) 床面から蓄電池の上端までの高さは、1.8m以下とすること。

(4) 蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材（水が浸透する素材のものに限る。以下同じ。）以外の可燃物を置かないこと。

ロ 30%以下 次の(1)又は(2)に適合すること。

(1) イ(1)から(4)までに適合すること。

(2) イ(1)及び(4)のほか、次の(i)から(iii)までに適合すること。

(i) 一の集積単位（集積場所の部分のうち、集積される蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量未満であつて、床面積が20 m<sup>2</sup>以下であるものをいう。以下この条において同じ。）と他の集積単位との間に告示で定めるところにより遮蔽板を設けること。ただし、一の集積単位と他の集積単位との間に幅3m以上の空地を保有する部分については、この限りでない。

(ii) 床面から蓄電池の上端までの高さは、6m以下とすること。

(iii) 蓄電池の上端から建築物のはり及び屋根（上階がある場合は上階の床、天井を設ける場合は天井）までの高さは、2m以上とすること。

- 九 充放電作業を行う場所（当該作業を行うための設備（以下「充放電設備」という。）が設けられた部分を含む。以下「充放電作業場所」という。）を設ける場合は、蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材以外の可燃物を置かないこととするとともに、第6項第2号イからハまでのいずれかの例によること。
- 十 集積場所（第8号イ(1)の空地を含む。）又は充放電作業場所（第6項第2号ハにおいてその例によるものとされる第8号イ(1)の空地を含む。）の床面積（第35条の3第3項第2号イの規定により第2種のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積の2分の1に相当する面積を除く。以下この号において同じ。）の合計が1500㎡を超える場合は、次に定めるところにより、当該集積場所又は充放電作業場所を床面積の合計が1500㎡以内ごとに準耐火構造の壁（特定防火設備（随時開けることができる自動閉鎖のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた出入口以外の開口部を有しないものに限る。）で区画すること。
- イ 特定防火設備の周囲に、幅3m以上の空地を保有すること。
- ロ 一の区画を形成する特定防火設備のうち、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設ける区画にあつては、次の要件を満たすこと。
- (1) 当該特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの2分の1未満であること。
  - (2) 一の煙感知器が作動した際に形成されることとなる区画に存する全ての特定防火設備が閉鎖されるよう措置すること。
- ハ 区画の各部分から、直接地上に通ずる出入口、地上に通ずる直通階段（連結送水管の放水口を設けたものに限る。）の出入口、バルコニー（水平投影面積が10㎡以上で、かつ、形状等が消防活動に支障がないものに限る。）が設けられた開口部（特定防火設備を設けたものに限る。）その他の消防隊による活動の拠点となる場所の開口部までの水平距離が50m以下となるようにすること。
- 十一 危険物を取り扱うタンクを設ける場合は、その容量の総計を指定数量未満とするとともに、当該タンク（屋内にあるものに限る。）の周囲には、危規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。
- 十二 危規則第35条の3第3項各号に定めるところにより消火設備を設けること。
- 3 危規則第28条の54第5号の2イの一般取扱所のうち、次の各号に掲げ

る基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第12号及び第19号の規定は、適用しない。

- 一 前項第3号から第12号までの規定の例によること。
- 二 危険物を取り扱う建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池を製造し、組み立て、又は充電し、若しくは放電する作業等のために危険物を取り扱う一般取扱所が存する旨を表示すること。
- 三 一般取扱所は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段が不燃材料で造られた建築物に設置すること。
- 四 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、開口部を有しない耐火構造の床又は出入口（次のイ又はロに掲げる特定防火設備を有したものに限り。）以外の開口部を有しない耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。
  - イ 随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備
  - ロ 煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備で次に掲げる基準に適合するもの
    - (1) 一の特定防火設備の面積は、30 m<sup>2</sup>以下であること。
    - (2) 特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの2分の1未満であること。
    - (3) 一の区画に特定防火設備を複数設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。
      - (i) 特定防火設備相互間の距離を3m以上とすること。
      - (ii) 一の特定防火設備の作動に係る煙感知器の作動により、区画を形成する全ての特定防火設備が作動すること。
    - (4) 特定防火設備の周囲に、幅3m以上の空地を保有すること。
- 五 建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分は、消防法施行令別表第1(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物の用途以外の用に供しないもので、次のいずれかに該当するものであること。
  - イ その管理について権原を有する者が建築物の一般取扱所の用に供する部分の管理について権原を有する者と同一であること。
  - ロ その管理について権原を有する者と建築物の一般取扱所の用に供する部分の管理について権原を有するものとの協議により、火災その他の災害が発生した場合における避難その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関する事項を定めた文書が作成されていること。

- 六 建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分について、消防法施行令第1条の2第2項後段の規定により同令別表第1(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物の用途に含まれるものとして取り扱われる部分が、保安対象用途に供されるものである場合は、次のイ及びロによること。
- イ 一般取扱所の用に供する部分から保安対象用途に供する部分までの間に、10m（保安対象用途が危政令第9条第1項第1号ロに掲げる建築物等の用途であるときは、30m）以上の距離を保つこと。ただし、次の(1)及び(2)のずれにも該当する場合は、この限りでない。
- (1) 指定数量の倍数が30未満であること。
  - (2) 一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しない耐火構造（厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。
- ロ 保安対象用途に供する部分から避難経路は、次の(1)及び(2)によること。
- (1) 一般取扱所の用に供する部分を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。
  - (2) 一般取扱所の用に供する部分に通ずる開口部が設けられた居室又は廊下、階段その他の避難施設を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。
- 4 危規則第28条の54第5号の2ロの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第11号、第12号、第17号及び第19号の規定は、適用しない。
- 一 第2項第1号、第2号及び第6号から第11号までの規定の例によること。
  - 二 蓄電池は、告示で定める基準に適合するものであること。
  - 三 危険物（蓄電池により貯蔵されるものを除く。）を取り扱う部分は、次によること。
    - イ 液状の危険物を取り扱う部分の周囲の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の

周囲に排水溝を設けること。

ロ 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある部分には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

ハ 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

5 危規則第28条の54第5号の2ロの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第11号、第12号、第17号及び第19号の規定は、適用しない。

一 第2項第6号から第11号まで、第3項第2号、第3号、第5号及び第6号並びに前項第2号から第4号までの規定の例によること。

二 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、開口部を有しない準耐火構造の床又は出入口（第3項第4号イ又はロに掲げる特定防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を有しない準耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

6 危規則第28条の54第5号の2ハの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第11号、第12号、第17号及び第19号の規定は、適用しない。

一 第2項第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第10号並びに第4項第2号の規定の例によること。

二 充放電作業場所は、蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材以外の可燃物を置かないこととするとともに、次のイからハまでのいずれかに適合するものであること。

イ 充放電設備は、キュービクル式のものとする。

ロ 一の充放電作業場所で同時に充放電作業を行う蓄電池に用いられる危険物の数量の総和を指定数量未満とし、かつ、次の(1)及び(2)を満たすこと。

(1) 充放電作業場所は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(i) 一の充放電作業場所の床面積は、20 m<sup>2</sup>以下とすること。

(ii) 床面から蓄電池の上端までの高さは、1.8m以下とすること。

(iii) 充放電作業場所の周囲に告示で定めるところにより遮蔽板を設けること。ただし、第2項第8号イ(1)の集積場所の規定の例により空地を保有する部分については、この限りでない。

(2) 次のいずれかの措置を講ずること。

- (i) 建築物で火災が発生した場合又は蓄電池の温度が過度に上昇した場合（(ii)において、「火災等の場合」という。）に充放電設備内の蓄電池を水没させる措置
- (ii) 火災等の場合に、耐火性能を有する材料で造られた箱（蓄電池から発生した可燃性の蒸気を箱の外部へ安全に放出できる構造を有するものに限る。）の中に充放電設備内の蓄電池を収納して密閉する措置
- (iii) 延焼防止上(i)又は(ii)と同等以上の効果があると認められる措置

- ハ 蓄電池の充電率を60%以下に制御し、かつ、充放電作業場所は、第2項第8号イ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該各区分に定める要件の例によること。
- 三 規則第35条の3第5項各号に定めるところにより消火設備を設けること。

- 7 危規則第28条の54第5号の2ハの一般取扱所のうち、第2項第6号から第8号まで及び第10号、第3項第2号、第3号、第5号及び第6号、第4項第2号、第5項第2号並びに第6項第2号及び第3号の規定の例によるものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第11号、第12号、第17号及び第19号の規定は、適用しない。

参照

- 「運用」一令和7年5月27日消防危第116号「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の運用について」

第11	油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所
-----	--------------------------

## 根拠条文 危規則

- 危規則第28条の60（油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例）
- 1 危規則第28条の54第6号の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
  - 2 危規則第28条の54第6号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は、適用しない。
    - 一 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が不燃材料で造られた平屋建の建築物に設置すること。
    - 二 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とすること。
    - 三 建築物の一般取扱所の用に供する部分の窓及び出入口には、防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
    - 四 建築物の一般取扱所の用に供する部分の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。
    - 五 危険物を取り扱う設備は、建築物の一般取扱所の用に供する部分の床に堅固に固定すること。
    - 六 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の直下には、危政令第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けるか、又は建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすること。
    - 七 危規則第28条の55第2項第5号から第8号までに掲げる基準に適合するものであること。
  - 3 危規則第28条の54第6号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は、適用しない。
    - 一 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火

- 構造とすること。
- 二 危規則第28条の55第2項第3号から第8号まで、同第28条の56第2項第2号及び同前項第6号に掲げる基準に適合するものであること。
- 4 危政令第28条の54第6号の一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は、適用しない。
- 一 危険物を取り扱う設備は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。
- 二 建築物の一般取扱所の用に供する部分の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。
- 三 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の直下には、危規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。
- 四 危規則第28条の55第2項第6号から第8号まで及び第28条の55の2第3項第1号に掲げる基準に適合するものであること。

#### 参照

- 「危政令第9条の規定」－第1節「製造所」
- 「危規則第28条の55第2項に掲げる基準」－第14節「一般取扱所－第4専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所」
- 「特定防火設備」、「防火設備」－第1節「製造所－第7窓、出入口」
- 「危険物が浸透しない構造」、「適当な傾斜」、「貯留設備」－第1節「製造所－第9床の構造」
- 「不燃材料」、「耐火構造」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「延焼のおそれのある外壁」－別記6「延焼のおそれのある外壁」
- 「危規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲い」－別記9「20号タンク」

第12	切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所
-----	--------------------------

根拠条文 危規則

○ 危規則第28条の60の2（切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例）

- 1 危規則第28条の54第7号の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条に定めるところによる。
- 2 危規則第28条の54第7号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が危規則第28条の55第2項第1号及び第3号から第8号まで、危規則第28条の56第2項第2号並びに前条第2項第6号及び第3項第1号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は、適用しない。
- 3 危規則第28条の54第7号の一般取扱所（指定数量の倍数が10未満のものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は、適用しない。
  - 一 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。
  - 二 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。次号において同じ。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。
  - 三 危規則第28条の55第2項第6号から第8号まで、同第28条の55の2第3項第1号及び同第28条の60第4項第3号に掲げる基準に適合するものであること。

参照

- 「危規則第 28 条の 55 第 2 項の規定」－第 14 節「一般取扱所－第 4 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所」
- 「危規則第 28 条の 56 第 2 項の規定」－第 14 節「一般取扱所－第 6 専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所」
- 「危政令第 9 条第 1 項の規定」－第 1 節「製造所」
- 「特定防火設備」－第 1 節「製造所－第 7 窓、出入口」
- 「耐火構造」－別記 4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「危険物が浸透しない構造」、「適当な傾斜」、「貯留設備」－第 1 節「製造所－第 9 床の構造」

第13	熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所
-----	-----------------------------

## 根拠条文 危規則

- 危規則第28条の60の3（熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例）
  - 1 危規則第28条の54第8号の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
  - 2 危規則第28条の54第8号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。
    - 一 危険物を取り扱う設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。
    - 二 危規則第28条の55第2項第1号及び第3号から第8号まで、第28条の55の2第2項第1号及び第2号並びに第28条の56第2項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものであること。

## 参照

- 「危政令第9条の規定」－第1節「製造所」
- 「危規則第28条の55第2項に掲げる基準」－第14節「一般取扱所－第4専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所」
- 「第28条の55の2第2項に掲げる基準」－第14節「一般取扱所－第5専ら洗浄作業等を行う一般取扱所」
- 「第28条の56第2項に掲げる基準」－第14節「一般取扱所－第6専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所」

第14	蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所
-----	--------------------------

根拠条文 危規則

- 危規則第28条の60の4（蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例）
- 1 危規則第28条の54第9号の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
  - 2 危規則第28条の54第9号の一般取扱所のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示（危告示第68条の2の2）で定める基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第12号及び第17号の規定は、適用しない。
  - 3 危規則第28条の54第9号の一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が危規則第28条の55第2項第3号から第8号まで並びに危規則第28条の56第2項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。
  - 4 危規則第28条の54第9号の一般取扱所（指定数量の倍数が10未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第12号までの規定は、適用しない。
    - 一 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に設置すること。
    - 二 危険物を取り扱う設備は、屋上に固定すること。
    - 三 危険物を取り扱う設備は、キュービクル式のものとし、当該設備の周囲に高さ0.15m以上の囲いを設けること。
    - 四 前号の囲いの周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該囲いから3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該囲いから当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。

五 危規則第28条の60の4第3項の囲いの内部は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

5 危規則第28条の54第9号の一般取扱所（危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第12号及び第17号の規定は、適用しない。

一 危険物を取り扱う設備の周囲に、幅3m以上の空地进行を保有すること。ただし、危険物を取り扱う設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、危険物を取り扱う設備から当該及び柱までの距離の幅の空地进行を保有することをもって足りる。

二 危険物を取り扱う設備は、堅固な基礎の上に固定すること。

三 危険物を取り扱う設備は、キュービクル式とすること。

四 危険物を用いた蓄電池設備は、告示（危告示第68条の2の2）で定める基準に適合するものであること。

五 指定数量の100倍以上の危険物を取り扱うものにあつては、冷却するための散水設備をその放射能力範囲が危険物を取り扱う設備を包含するように設けること。

#### 根拠条文 危告示

##### ○ 危告示第68条の2の2（蓄電池設備の基準）

危規則第28条の60の4第2項及び危規則第28条の60の4第5項第4号の告示で定める基準は、日本産業規格C8715-2「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム—第2部：安全性要求事項」若しくは日本産業規格C4441「電気エネルギー貯蔵システム—電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項—電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。

留意事項

- 「散水設備」は、屋外コンテナ等蓄電池設備を適切に冷却できるよう、第1種消火設備である屋外消火設備の例によることが適当と考えられる。なお、同一敷地内に存する防火対象物等に設置された屋外消火栓設備であって、その放射能力範囲が屋外コンテナ等蓄電池設備を包含できるものが設けられている場合は、当該消火設備を屋外コンテナ等蓄電池設備の散水設備とみなして差し支えない。(令和5年9月19日消防危第251号「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の運用について」抜粋)
  
- 危告示第68条の2の2の「これらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの」としては、例えば、次のものが考えられること。
  - 1 IEC（国際電気標準会議）62619 又は 62933-5-2 に適合するもの
  - 2 UL（米国保険業者安全試験所）9540A 又は 1973 に適合するもの（令和5年9月19日消防危第251号「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の運用について」抜粋）

参照

- 「耐火構造」一別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「適当な傾斜及び貯留設備、油分離槽」一第1節「製造所一第9床の構造、第11屋外の液状危険物を取り扱う設備の周囲に設ける囲い等」

第15	高引火点危険物の一般取扱所
-----	---------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第19条第3項

高引火点危険物（引火点が100℃以上の第4類の危険物をいう。以下同じ。）のみを総務省令で定めるところにより取り扱う一般取扱所については、総務省令で、危政令第19条第1項及び同条第2項に掲げる基準の特例【危規則第28条の61・第28条の62】を定めることができる。

根拠条文 危規則

○ 危規則第28条の61（高引火点危険物の一般取扱所の特例）

- 1 危政令第19条第3項の規定により同条第1項に掲げる基準の特例を定めることができる一般取扱所は、高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものとする。
- 2 前項の一般取扱所に係る危政令第19条第3項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、次項に定めるところによる。
- 3 危規則第28条の61第1項の一般取扱所のうち、その位置及び構造が危規則第13条の6第3項各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第4号、第6号から第8号まで、第18号及び第19号並びに危規則第13条の3第2項第2号において準用する危規則第22条第2項第2号の規定は、適用しない。

○ 危規則第28条の62（高引火点危険物の一般取扱所の特例）

- 1 危政令第19条第3項の規定により同条第2項に掲げる基準（危政令第28条の54第4号に定める一般取扱所に係る基準に限る。次項において同じ。）の特例を定めることができる一般取扱所は、高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものとする。
- 2 前項の一般取扱所に係る危政令第19条第3項の規定による同条第2項に掲げる基準の特例は、次項に定めるところによる。
- 3 危規則第28条の62第1項の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第12号まで、第18号及び第19号並びに第13条の3第2項第2号において準用する第22条第2項第2号の規定は、適用しない。
  - 一 危規則第13条の6第3項第1号及び第2号並びに危規則第28条の58第2項第3号から第7号までに掲げる基準に適合するものであること。

二 建築物を設ける場合にあっては、当該建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口に防火設備又は不燃材料若しくはガラスで造られた戸を設けること。

参照

- 「危政令第 9 条の規定」－第 1 節「製造所」
- 「第 13 条の 6 第 3 項」－第 1 節「製造所－第 22 高引火点危険物の製造所」
- 「危規則第 22 条」－第 3 節「屋外タンク貯蔵所－第 21 防油堤」
- 「危規則第 28 条の 58」－第 14 節「一般取扱所－第 8 専ら充填作業を行う一般取扱所」
- 「防火設備」－第 1 節「製造所－第 7 窓、出入口」
- 「不燃材料」－別記 4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」

第14節 一般取扱所

第16 アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等又は  
ヒドロキシルアミン等の一般取扱所

第16	アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等又はヒドロキシルアミン等の一般取扱所
-----	---

根拠条文 危政令

○ 危政令第19条4項

アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、アセトアルデヒド、酸化プロピレンその他の総務省令【危規則第28条の63】で定める危険物を取り扱う一般取扱所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で【危規則第28条の64～第28条の66】危政令第19条第1項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。

根拠条文 危規則

○ 危規則第28条の63（一般取扱所の特例を定めることができる危険物）

危政令第19条第4項の総務省令で定める危険物は、危規則第13条の7に規定する危険物とする。

○ 危規則第28条の64（アルキルアルミニウム等の一般取扱所の特例）

危規則第13条の8の規定は、アルキルアルミニウム等を取り扱う一般取扱所に係る危政令第19条第4項の規定による同条第1項の基準を超える特例について準用する。

○ 危規則第28条の65（アセトアルデヒド等の一般取扱所の特例）

危規則第13条の9の規定は、アセトアルデヒド等を取り扱う一般取扱所に係る危政令第19条第4項の規定による同条第1項の基準を超える特例について準用する。

○ 危規則第28条の66（ヒドロキシルアミン等の一般取扱所の特例）

危規則第13条の10の規定は、ヒドロキシルアミン等を取り扱う一般取扱所に係る危政令第19条第4項の規定による同条第1項の基準を超える特例について準用する。

参照

- 「危規則第13条の7・第13条の8・第13条の9・第13条の10」一第1節「製造所—第23アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等、ヒドロキシルアミン等の製造所」

第17	その他の一般取扱所
-----	-----------

参考通知

- 「複数の取扱形態を有する一般取扱所」  
平成10年3月16日消防危第28号「複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用について」
- 「リチウムイオン蓄電池の荷さばき作業を行う一般取扱所」  
令和6年12月11日消防危第352号「耐火性収納箱を用いたリチウムイオン蓄電池の荷捌き作業に係る運用について」
- 「共同住宅等の燃料供給施設の一般取扱所」  
平成15年8月6日消防危第81号「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」
- 「動植物油類の一般取扱所」  
平成元年7月4日消防危第64号「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所を除く）の送付について」 質疑問17
- 「変電所等の一般取扱所」  
昭和40年9月10日自消丙予発第148号
- 「製油所等におけるドラム充填所」  
昭和36年5月10日自消甲予発第25号「危険物の規制に関する政令第23条の特例基準について(通知)」
- 「トラックターミナルの一般取扱所」  
昭和57年8月11日消防危第82号「公共トラックターミナル施設に係る危険物の規制について」